慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	会社解散後の法人性と社団性
Sub Title	Rechtspersönlichkeit und Vereinigung nach der Auflösung der Gesellschaft
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.3 (1970. 3) ,p.37- 49
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	永沢・ 前原・ 島谷教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700315-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

会社解散後の法人性と社団性

高鳥正夫

一　はしがき
二　清算中の会社能力の制限
三　会社の継続をめぐる問題
四　会社解散後の社団性
五　清算の結了と法人格の消滅

一　はしがき

会社の解散とは会社がその目的たる事業を止めて消滅するための手続、すなわち、清算または破産の段階に入ることであるが、その解散事由を株式会社についてみると、存立時期の満了その他定款に定めた事由の発生、会社の合併、会社の破産、解散を命ずる判決および株主総会の決議などがある（商四〇四1・九四1・3・5・6・四〇四2）。このうち合併の場合には、解散会社の権利義務は包括的に存続会社または新設会社に承継されるから（商四一六I・一〇三）、解散後は特別な手続を要せず、合併と共に解散会社は直ちに消滅する。これに対して、その他の事由によつて解散する場合には、解散当時会社に帰属している権利義務を適当に整理分配する必要があるので、法律は解散会社に清算または破産の手続に入ることを命じている。そのため解散した会社

も直ちに権利能力を喪失することなく、清算または破産の目的の範囲内においてなお存続するものとみなされ（商四三〇I・一一六、破四）、清算の結了または破産の終結によつて消滅する。このように会社解散後の問題のうちでは、解散会社に属する権利義務の整理分配のための手続と、会社の能力が清算手続を経て、次第に縮減されていく過程の説明に重点がおかれているのが通常である。

会社の解散後、その能力が次第に縮減されていくという点では、それは権利能力の取得のための会社設立手続の裏側をなすものともいえるが、設立手続については学説もこれまで盛んにとりあげてきたのに対し、清算手続の特色については特に詳細に論じたものは少なかつた。また、清算中の会社の能力が制限を受けることは広く承認されながら、その制限の内容、および、清算目的による制限と会社の定款所定の目的による制限との関係についても、一応検討されたに止まる嫌いがあつた。更に解散会社をめぐる法律関係のうちでも、会社の能力の制限とその喪失の面からは問題が論ぜられたのに対し、その場合における社団性の問題、すなわち、清算手続の進行と社団性の関係については比較的軽視されてきたように見える。そこで右の諸点に配慮しながら、会社解散後の法人性と社団性の問題を中心に検討を加えてみたい。

二　清算中の会社能力の制限

まず、会社は解散後であつても、清算の目的の範囲内においてなお存続する（商一一六なお民七三参照）という場合、一般にいわれているように、会社の能力に何らかの制限が生ずるとすれば、その制限の生ずる時点はいつかという問題がある。この点は会社に解散原因が生じた場合には、たとえ清算人の選任その他の清算手続に入らないときであつても、会社の能力自体は制限されると解すべきである。ただ、会社の解散は登記事項であるから、解散後合併または破産の場合を除いて、本店および支店の所在地でその登記をすることにより、第三者に対しても完全に効力を生ずることとなる（商一二）。その意味では、解散の登

記は会社の設立登記（商七五）とは異なるものであり、解散後登記前になされた代表取締役の行為については、会社は善意の第三者に対抗することはできない。

会社が解散した場合には、会社の能力にどのような変化を生ずるかという制限の内容が次に問題となる。この点については、会社は解散後であつても、清算の目的の範囲内においてなお存続するという商法一一六条の規定をめぐつて、古くから議論があつた。そして、解散によつて一種独特の清算会社と称するものが生ずるとか、清算会社は擬制された存在であるとする説もあつたが、現在では清算会社も解散前の会社と同一であるとしながら、ただそこに清算目的による制約があるとするのが通説である。(1) 特に注目すべきことは、定款所定の目的による権利能力の制限を否定する立場をとるものも、この場合には清算目的による権利能力の制限を認めていることである。(2) もつとも制限否定説の立場を徹底して、清算会社についても目的による権利能力の制限を認めない見解もある。(3)

このように、清算中の会社の能力制限については種々の学説が唱えられているが、会社は解散後であつても、清算の目的の範囲内において存続するものとみなすという規定の意味は、会社の解散事由のうちには種々のものが含まれており、ある場合にはその法人格を擬制しなければならないこともあるが、会社解散の前後をとおして、これを同一の存在として理解するということである。いいかえれば、それは会社の法人格が解散後もなお存続していくことを明らかにしたものである。そして、会社解散に伴う能力の範囲の変更ないしその縮減については後述するが、そのような能力縮減の時期と内容とは、利害関係人に大きな影響を生ずるものであるから、商法は能力の制限を生ずる解散事由と、その清算手続を法定すると共に、これを公示させようとしている。その意味でも、清算会社と解散前の会社とは同一であるとする通説の立場が妥当であるが、次に、清算中の会社の能力が清算目的によつて制限されるということの内容について、検討を進めてみたい。

定款所定の目的により会社の能力が制限されるという場合、その制限の対象となる能力は権利能力ではなく行為能力であ

り、従来の判例がとりあげた事例も、その多くは行為能力の制限に関するものであることについては、既に他の論説において私見を明らかにしてきた。[4] そこで、解散に伴う会社の能力の範囲の変更ないしその縮減についても、通説のいうように、解散会社の権利能力に直接の影響を生ずるものではなく、清算目的によつてその行為能力に制限を生ずるものと考える。そのことは、解散前の会社における取締役会、代表取締役などの権限と、解散後の会社における清算人の職務（商四三〇Ⅰ・一二四、なお民七八参照）とを比較すれば理解することができる。その意味においては、定款所定の目的によつて会社の行為能力が制限されていることとは別に、解散事由の発生によつて、法令による制限を受けることになる。従つて、解散前の行為能力を前提とする商法および定款の諸規定は、解散会社についてはその適用が排除されることとなるが、解散による制限とは無関係な諸規定は従来どおり適用される（西ドイツ株式法二六四Ⅱ参照）。特に、定款上の諸規定は社団組織そのものに関するものが大部分であり、また、会社の清算手続の遂行について特に障害となるような規定はほとんどないから、適用の排除される部分はむしろ少ない。

この点に関連して、清算中の会社において支配人を選任しうるかという問題がある。元来、支配人は営業主に代つてその営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をなす権限を有するものであるが（商二八Ⅰ三）、会社が解散して取締役が終任し清算人が選任された場合、その清算人の職務はいわゆる清算事務に限られるため、それより広い権限をもつ支配人はもはや選任できないというのがわが国では多数説である。[5] 西ドイツ株式法も一九六五年の改正以前は、清算中は支配人の選任をなしえない旨を定めていた（同法旧二一〇Ⅴ）。これに対して、改正法は一方において清算人の権限を実際の需要に応じて拡張し、その範囲において代表権を与えると共に（同法二六八Ⅰ・二六九Ⅰ）、清算中は支配人の選任をなしえないという規定を削除した。その結果、支配人が解散前に授与された支配権はそのまま存続するし、また、清算中にも新たな支配権の授与をなしうることとなつた。[6]

清算人の行う清算事務というものは、従来、ともすれば機械的な処理という面が強調されすぎた嫌いがある。もちろん、清算人は解散前におけると同じ意味で営業を行うことはできないし、その任務が現務の結了にあることはいうまでもない。

けれども現務の結了といつても、その法人が公益法人であるか営利法人であるかによつて、そこで問題となる行為の種類も具体的な処理方法も異なるはずである。また、現務の各段階に応じて、機械的に事務を処理することに重点がおかれることもあろうし、反対に、不確定な取引を結了するために新たな取引をなす場合のように、そこに取引の才能の要求される場合もあろう。[7] このことは、商法が株式会社について清算人の資格をかなり幅広く認めたこと（商四一七）、解散後も清算結了までは その継続を決議しうること（商四〇六）などからもうかがうことができよう。その意味では、解散後は支配人の助力を要することはありえないという議論は、いささかその結論を急ぐ議論である。

また、右に述べたドイツ法と日本法との関連を考えてみると、ドイツ法においては法人について目的による権利能力の制限を認める明文はなく、学説上もこれを認めないのが通説である。これに対して、わが国の民法が公益法人について制限的能力説の立場をとつていることは疑う余地はないし（民四三）、また、従来の多数説は営利法人たる会社についても、定款所定の目的によつてその能力が制限されると解していた。従つてドイツ法上、清算人の権限が拡張される改正がなされたからといつて、それが直ちに日本法についても妥当するというものではない。むしろドイツ株式法でかつて問題とされたと同じ意味において、清算人のいわば限定的な職務と支配人の権限との関係[8]を検討しなければならない。

法人実在説の立場からいえば、機関がその業務の執行につきなした行為は法人自身の行為となるから、前述したように、清算人の職務の範囲を定めた商法一二四条の規定は、清算会社の行為能力の範囲を明らかにしたものである。従つて、この行為能力の範囲をこえてなされた行為は、会社の行為としては無効となる。その意味においては、解散によつて会社の行為能力が制限された場合には、営業に関する一切の代理権をもつ支配人は取締役と共に終任すると解するのが妥当である。ただ、解散後の現務の結了のためには、取引の才能を要することがあるという前述した理由と、会社の解散が登記によつて公示され、支配人選任の登記も会社登記簿になされること（商登二一五）を考えると、清算人が新たに支配人を選任する余地もある

ように見える。けれども、商法が規定している広範な代理権をもつ支配人制度は、商人の営業の存続を目的としてのみ位置づけられたものと解すべきであつて、解散後の会社が新たに支配人を選任することにはなお問題が残るようである。要するに現在の商法のもとにおいては、会社解散後は支配人を選任することは許されないという多数説の立場を支持したい。

（1）中西正明「注釈会社法(8)のII、第九節清算前注」一八一頁およびそこにあげられている文献参照。判例も大判大正五・三・四民録二二輯五一五頁、最高判昭和四二・一二・一五判例時報五〇五号六一頁などに見られるように同様の立場をとる。

（2）田中誠二「会社法詳論」上巻六七頁、大隅健一郎「全訂会社法論」上巻四二頁。

（3）鳥賀陽然良「清算中ノ会社ニ就テ」（商法研究II）三六六頁、服部栄三「訂正会社法提要」三七頁。

（4）高鳥「会社の能力の目的による制限」（民商法雑誌四七巻四号）五二三頁以下およびそこにあげた文献参照。

（5）田中誠、前掲下巻八九二頁、西原寛一「会社法」（商法講義II）四三頁。

（6）Baumbach-Hueck, Aktiengesetz, 1968, § 269 Anm. 8, Gessler, Aktiengesetz, 1969, § 269 Anm. 3.

（7）イギリス会社法上の清算人の権限に関して Palmer's Company Law, 1968, pp. 788, 789.

（8）Kropff, Aktiengesetz, 1965, S. 359, 慶應義塾大学商法研究会訳「西独株式法」四一三頁。

三　会社の継続をめぐる問題

株式会社の解散事由のうち、存立時期の満了その他定款に定めた事由の発生、または、株主総会の決議によつて解散した場合には、総会の特別決議によつて会社を継続することができる（商四〇六）。それ以外の事由による解散、すなわち、会社の合併、解散を命ずる裁判などによる解散の場合を除外したのは、それらの場合には、性質上、会社の継続を認めることが適当でないからである。会社を継続する決議があると、いつたん解散した会社が将来に向けて解散前の状態に復帰するわけであり、会社としての同一性を維持しながら、その存在を継続していくと説かれるのが普通である。そこで、前述したように清算により会社の能力が制限されると解すれば、会社の継続を定める総会の特別決議によつて、その行為能力の制限が撤廃さ

れ、再び、解散前に有していたと同様の能力を有することとなる。そこで、清算人に代つて取締役の選任が行われ、取締役会、代表取締役などの機関が活動することとなる。

このような効果を生ずる会社の継続は、解散後いつまでの間ならば総会が決議できるかという問題がある。この点については、任意清算の許される人的会社と法定清算のみが認められる物的会社の場合を区別して理解しようとする考えもあろうが、会社継続の性質からいつて、いずれの会社においても清算結了の登記に至るまでは継続を定めうる（商九五、有七〇Ⅱ参照）と解するのが妥当である。既に述べてきたように、清算中の会社はその能力が制限されながら、清算結了に至るまでは存続するとみなされるのであつて、そこには法人格を擬制しなければならない場合が含まれると同時に、その存続の時期も定型化されている。従つて、いつまで会社の継続を定めうるかという問題は、いつまで法人性が認められるかという右の視点から検討すべきであつて、残余財産の分配が始まると社団性が崩れやすいということで、この問題の解答を左右するのは当らない。そこで、残余財産の分配が始まつた後では、継続の決議が事実上困難となることが多いとしても[1]、清算結了の登記前においては継続を決議することができるし、また、そのように理解することが、会社の継続という制度の目的にも合致するものといえる。わが国では学説の多数も同様の立場をとつている[2]。また、解散事由の発生後、解散の登記以前に継続を決定した場合にも、清算段階における能力制限と継続による制限の撤廃とを、登記によつて明らかにすることが望ましいから、解散の登記と共に継続の登記をなすべきものと解する[3]のが妥当である。

既に述べてきたように、定款所定の目的もその行為能力を制限するにすぎないし、また、会社が定款を変更して全く異なつた目的をもつに至つた場合でも、設立登記によつて認められた法人格すなわち権利義務の帰属点という面では変化はない。その意味において、定款変更によつても会社の同一性は害されないということができる。そこで、この立場に立つて会社の解散、清算、継続の場合を眺めてみると、その前後をとおして行為能力の範囲に変動があるとしても、法人格そのものには

変化がないわけであるから、そこには同一性が維持されると解することができる。会社の能力に関して、定款所定の目的による制限を否定する立場をとるものも、前述したように、解散後は清算の目的の範囲内で能力が制限されると解するのが通常である。制限否定説をとるものがその法人格に注目して、解散後であつてもなお同一の会社として存続すると説明することは理解できるが、清算目的による能力制限のみを肯定するのはいかなる根拠に基くものであろうか。[4] 解散前の会社も清算会社も同一会社であるという説明からすると、そこで制限される権利能力は特別的権利能力のことであろうが、具体的に清算中の会社には、いかなる種類の権利義務の帰属が認められないというのであろうか。この点は、定款所定の目的による権利能力の制限を肯定すると共に、清算目的による制限をも認める立場に対しても、同様に説明を求めたい点である。この点を別にして考えれば、会社は定款所定の目的により権利能力が制限され、また、解散によつても制限されると説明する方が、[5] 説明としては一貫しているように思われる。

なお、株式会社の解散事由のうち会社の合併による解散については、他の解散事由の場合と異なつて、合併手続が終了した後一定期間内に、存続会社については変更の登記、消滅会社については解散の登記、新設会社については設立の登記をしなければならない（商四一四Ⅰ）。会社の合併はこれらの会社の本店所在地でその登記をなした時に効力を生じ（商四一六Ⅰ・一〇二）、消滅会社の権利義務はすべて存続会社または新設会社によつて包括的に承継され（商四一六Ⅰ・一〇三）、かつ、消滅会社の株主は原則として存続会社または新設会社に収容される。このように、合併による解散の場合には清算が行われず、合併と同時に消滅会社は当然に消滅し、権利能力を喪失することとなる。従つて合併が行われる場合には、存続会社または新設会社に株主が収容されることと関連して、会社の継続が問題となる余地はなく、ただ、存続会社または新設会社の社団構成上の影響のみが問題となる。

また、会社の破産による解散の場合にも、総会の決議で会社を継続することは認められない。けれども、強制和議または

破産廃止により破産が終了しうる場合には、これを認めることも可能である。すなわち、強制和議の可決があつたときは、株主総会の特別決議により会社の継続を決議することができる（破三一二）。そして会社継続の決議をなしたときは、裁判所は強制和議の認可の決定を行い（破三一二）、その確定により会社は継続する。また、会社が破産宣告を受けた場合には、株主総会の特別決議により会社の継続を決議して、破産廃止の申立をなすことができる（破三四八・三四七I）。破産廃止の確定により会社は継続することになる。これらの場合には、破産宣告により強制的に解散させられ、破産の目的の範囲内に制限された会社の行為能力が、解散前の会社の能力に回復する点では、その他の解散事由に基く解散後、会社継続が決議された場合に類似している。

(1) 西ドイツ株式法二七四条一項は株主に対する財産の分配が開始されるまでは継続決議をなしうると定めている。

(2) 平出慶造「注釈会社法(8)のII、商法四〇六条の注釈」一七頁およびそこにあげられている文献参照。なお、株式会社の継続を定める商法四〇六条の規定は昭和一三年の改正で新設されたものであるため、それ以前においては、合資会社などの場合（大決昭和八・二・七民集一二巻二号一三二頁）と異なつて、判例も存立時期満了後になした会社継続の決議は無効であるとした（東京地決大正二・三・二七新聞八五四号二五頁）。

(3) 味村治「注解商業登記」七五一頁以下。

(4) 大隅博士は会社は解散後も清算の目的の範囲内において依然として存続するのであり、解散によつてその権利能力の範囲が清算の目的に限縮されるにすぎない。その意味で、いわば解散は最も広い意味における定款変更の一場合と見られうると説明される（大隅、前掲一〇一頁）。

(5) 石井照久「会社法」上巻二四頁、松田二郎「新会社法概論」二五頁。

四　会社解散後の社団性

株式会社の解散原因（商四〇四）を合名会社のそれ（商四九）と比較すると、実質的に異なるのは、合名会社の場合は社員が一人となつたことが解散原因とされているのに、株式会社の場合にはこれが解散原因とされていない点である。この点は、公益社

団法人についても社員の欠乏を解散原因としていること（民六八 II 2）と似ているが、その理由には差異がある。[1] 株式会社の場合には、昭和一三年の改正において、株主が七名未満となることを解散原因[2]と定めていた規定（昭和一三改正前商二二一 3）を削除したが、それは一人会社を認める必要と実益があること、および、株式の譲渡が行われる過程で、ある一人の株主に全株式が集中することがありうるが、一人会社を認めないと解散事由の発生が不明となる場合があることなどの理由に基くとされる。[3] 従つて、株主が一人となつても株式会社はなお存続していくし、その株式が有価証券たる株券の形で再び他に譲渡され、多数株主が生ずることがありうるという意味で、そこに潜在的な社団性が認められ法人性の点で変りはないと説明される。[4] 一人会社に社団性が存続するかという問題においては、その一人の株主が複数株式を所有していることを前提とするか、授権資本の枠があれば一株の株主でも差支えないかなどという点も検討する必要があろう。ただいずれにしても、潜在的社団ということは将来再び社団性を具有する可能性をもつているということである。そのことを裏返していえば、少なくとも現在は社団ではないが法人性を失わない、あるいは、いつたん設立された会社は社団であり法人であるが、そのうちの社団性がある期間欠けることがあつても、法人たることに変りはないという意味でもある。

これに反して、清算中の会社においては、その行為能力が清算目的の範囲内に制限されると理解した場合、会社の解散は社団性にいかなる影響を生ずるか、更に、法人格の消滅する清算結了の時点で社団性も当然に消滅するかという点も問題となる。清算会社においても株式の譲渡は解散前と同様に行われ、株主総会も解散前と同様に機関活動を続けることについては異論をみない。従つて、解散によつて社団構成員に変動を生ずることがあつても、社団そのものには直ちに影響を生ずるものではない。次に清算という手続は現務を結了し、債権を取立て債務の弁済をなし、最後に残余財産があればこれを分配するものであるが（商四三〇 I・一二四）、財産分配に至るまでの手続中は、同様に、社団そのものに大きな変化を生ずるものとも思われない。

問題となるのは残余財産の分配であるが、任意清算（商一一七―一一九ノ二）の許される人的会社の場合には、残余財産の分配などの財産処分方法に制限がないという意味では、法人格の消滅と社団の消滅とを切り離して考察することも容易である。けれども株式会社の場合には、残余財産があればこれを株主に分配することとされているから、財産を残しながら清算を結了するということは許されない。その意味では、清算の結了は法人格の消滅と共に社団の消滅とを示すものであり、社団が残つている場合には清算自体が結了していないとみることもできよう。[5] 実際上も、清算手続の大半を終えて残余財産を分配する段階になると、社団組織を解体する意思が社員の間に認められるのが通常であろうし、たとえば解散原因が総会の決議に基く場合などには、このことは比較的明瞭にうかがわれることが多いであろう。けれども、株式会社の場合には、清算結了と共に社団が消滅することを前提としていると解するのは狭い考えである。法律が解散会社について清算の手続を規定しその結了の登記を命ずるのは、主として権利能力喪失すなわち法人格消滅の事実を明らかにするためである。従つて、たとえば清算の結了後、再び株主の全部または一部が別に会社を設立する場合などにおいては、その構成員に変更があるとしても、既存の社団がそのまま残存するとみるのが適切な場合も少なくない。また、場合によつては右の意味における社団が残存するのではなく、解散会社の残余財産分配によつて社団性も消滅するが、そこに組合性が残存するということもあろう。従つてそれらの場合には、解散会社は清算を結了して法人性を喪失しながら、社団そのものまたは組合性がなお存続すると理解することが、実際に行われているところの説明に役立つと同時に、商法の立場とも矛盾しないものと考える。

このように、清算が結了して法人性を喪失した後になお社団が残存するとすれば、それはいわゆる権利能力なき社団であるが、その場合の社団関係はまさに株式会社の残存物とも称すべきものである。そこで、この社団を基礎として、新しい株式会社を設立しようとする場合には、会社の設立過程における実体形成が容易になると共に、いわゆる同一性説という単調な説明方法では予定されない設立形態であることについては、既に別稿で指摘したとおりである。[6] 清算結了後のこの権利能

力なき社団の法律関係については、もちろん社団法の規定が類推さるべきものと考えるが、権利能力なき社団であるということが直ちに民法の権利能力ある社団、すなわち、公益社団法人の規定の類推となるわけではない。いいかえれば、権利能力なき社団の法律関係については、その社団が権利能力を具有すればいかなる社団法人となるかという視点から、必要に応じて、類推法規を定めていくことが妥当である。

（1）民法の公益法人の場合に社員の欠乏を解散事由とするのは、いつたん設立された公益法人をなるべく存続させようという政策に基くものといわれる。

（2）スイス債務法六二五条は会社設立のためには株主を三名以上要するものとすると共に、株主がこの最低数を欠きしかも相当期間内に回復しないときは、裁判所は株主または債権者の請求により解散を命じうると定めている。また、フランス商事会社法二四〇条もほぼ同様の立場をとつている。これに対して西ドイツ株式法は株式会社の設立に五名の株主の存在を要件とするが、会社存続の要件としては株主数の最低限を規定していないから、株主が一人になつても当然には会社は解散しない（Baumbach-Hueck, a. a. O. Anh nach §262）。

（3）松本烝治「商法改正要綱解説」（私法論文集続編）一六四頁。なお、津田教授は個人企業の有限責任化の見地から一人会社を認許することを適当とされる（津田利治「一人会社について(二)」本誌二二巻一号三三頁）。

（4）八木教授は株式会社の本質を営利財団法人と解する立場から、一人会社が容認されるのは当然のことであり、特殊的、例外的事象ではないとされる（八木弘「株式会社財団論」八頁）。これに対して、平出教授は株式会社の社団性は社員が複数であることに基礎を求めることを要せず、社員たる地位（株式）が複数であることをもつて足りるとされる（平出「注釈会社法(8)のII、第八節解散前注」二頁参照。

（5）平出「注釈会社法(8)のII、第八節解散前注」二頁参照。

（6）高鳥「会社設立行為の法律構成」（本誌四一巻三号）九頁。

五　清算の結了と法人格の消滅

株式会社の清算事務が終つたときは、清算人は遅滞なく決算報告書を作り、これを株主総会に提出してその承認を求めることを要する。この株主総会が決算報告書を承認するときは、会社は清算人の責任を解除したものとみなされる（商四二七）。清算が結了したときは決算報告書の承認があつた後、本店および支店の所在地において清算結了の登記をなすことを要する

（商四三〇I・一三四、商登九二・六四II）。清算中の会社の法人格消滅の時期は清算結了の時であるが、[1] 権利能力喪失のもつ第三者への影響を考えて、これを登記事項としたものである。[2] そこで、清算結了の登記がなされている場合でも、実際には未了の清算事務があるいは未交付の分配金があるときは、会社はなお消滅せず権利能力を有していることになる。[3] 元来、会社の清算手続は財産関係を整理して法人格を消滅させるための手続であり、そこでは権利能力がいかなる過程を経ていつ消滅するかに重点がおかれている。従つて、清算事務がいつをもつて結了するかは場合によつて異なるが、そのすべてが結了したときに会社の法人性すなわち権利能力の喪失を生じ、第三者との関係で清算結了の登記がなされることとなるが、そのことと社団性の消滅とは直接の関係がないのである。

（1） 会社の法人格消滅の時期を清算結了の時と考える立場に対して、それは積極財産の存否を基準として判断すべきであり、債務ないし義務しか残存していないのであれば、もはや会社の存続を認める実益はないとするものもある（植村啓治郎「判例研究」商事判例研究昭和三五年度五六頁）。

（2） 合名会社の任意清算についても昭和三七年の改正で清算結了の登記をなさしめることとなつたが（商一一九ノ二）、その立法趣旨も法人格消滅を公示させることを目的としたものである（田中誠、前掲下巻九六九頁）。

（3） 学説、判例とも同様の立場をとつている。たとえば田中誠、前掲下巻八九五頁、石井、前掲下巻三八三頁、大判大正五・三・一七民録二二輯三六四頁、同大正八・一二・一二民録二五輯二二九一頁、最近の判例としては東京高判昭和三三・九・一九下級民集九巻九号一八六二頁、東京地判昭和三八・五・一八判例時報三三八号四〇頁、東京高決昭和四一・一二・一二タイムズ二〇八号一七〇頁など。